

住居確保給付金 支給決定後の報告事項について

住居確保給付金の支給決定後、毎月報告いただくことで、翌月以降の給付金を支給することができます。万が一報告がない場合、支給できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

①求職活動等状況等の報告について

支給期間中は、くらしサポートセンターによる支援、その他様々な方法により、自立に向けた活動を行わなければなりません。

- ① 月1回以上経営相談先(よろず支援拠点、商工会議所、商工会等)へ面談等の支援を受けてください。
- ② 申請時に経営相談先の助言のもと作成した自立に向けた活動計画(「住居確保給付金 自立に向けた活動計画(参考様式10)」)に基づいた取組を月1回以上行ってください。
上記①、②の活動内容をもとに「住居確保給付金 自立に向けた活動状況報告書(参考様式11)」を作成してください。
- ③ 月4回以上(うち1回以上は対面によること)、くらしサポートセンターへ面談等による支援を受け、併せて上記の「住居確保給付金 自立に向けた活動計画(参考様式10)」、「住居確保給付金 自立に向けた活動状況報告書(参考様式11)」を提出してください。また、収入の状況についても確認できる資料とともに報告をしてください。

※延長、再延長を希望する際は、原則上記①、②の活動に代え、月2回以上のハローワーク等での職業相談及び週1回以上の求人先への応募・面談等が必要となります。

②常用就職した場合

常用就職(期間の定めのない労働契約又は6か月以上の雇用期間が定められている労働契約による就職)をした場合は、「常用就職届(様式6)」をくらしサポートセンターへ提出してください。

- ◆ 「常用就職届(様式6)」を提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、くらしサポートセンターに毎月提出してください。

③支給の中止について

- (1) 毎月の求職活動等状況等の報告がない場合、支給を中止する場合があります。
- (2) 受給中に常用就職又は安定した収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入が収入基準額(下表参照)を超えた場合は、原則その収入を得られた月から支給を中止します。
- (3) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- (4) 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- (5) 住宅から退去した場合(借主の責によらず転居せざるを得ない場合またはくらしサポートセンターの指導により広島市内での転居が適当である場合を除く)は、支給を中止します。
- (6) 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

世帯(例)	単身	2人	3人	4人	5人	6人
収入基準額	12.2万円	17.6万円	22.1万円	26.3万円	30.4万円	35万円

④支給期間の延長・再延長について

住居確保給付金の支給期間は3か月ですが、受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を2回まで延長することが可能です。

【要件】

- ・受給中に誠実かつ熱心に就職活動等の経済的自立に向けた活動を行っていたこと
- ・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、受給期間の最終月になったら、「支給申請書(期間(再)延長)」、「収入及び金融資産に関する申告書」、収入と預貯金分かる書類を再度提出してください。詳しくは、下記までお問合せください。

【問い合わせ先】 広島市くらしサポートセンター

各区相談窓口	区	電話	区	電話
	中	082-545-8388	東	082-568-6887
	南	082-250-5677	西	082-235-3566
	安佐南	082-831-1209	安佐北	082-815-1124
	安芸	082-821-5662	佐伯	082-943-8797